

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年1月29日
【会社名】	ARCHION株式会社
【英訳名】	ARCHION Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役 河野 昌俊 (注) 2026年4月1日(株式交換の効力発生予定日)に就任予定の代表者の役職氏名: カール・デッペン
【本店の所在の場所】	東京都品川区西品川一丁目1番1号住友不動産大崎ガーデンタワー
【電話番号】	0570-095111(日野自動車株式会社代表電話番号)
【事務連絡者氏名】	日野自動車株式会社 経理部長 山田 康洋
【最寄りの連絡場所】	東京都日野市日野台三丁目1番地1(日野自動車株式会社連絡場所)
【電話番号】	0570-095111(日野自動車株式会社代表電話番号)
【事務連絡者氏名】	日野自動車株式会社 経理部長 山田 康洋
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	普通株式
【届出の対象とした募集金額】	116,754,000,000円 (注) 本届出書提出日において未確定であるため、日野自動車株式会社(以下「日野自動車」といいます。)の最終事業年度末日(2025年3月31日)現在の貸借対照表上の株主資本の額(簿価)に、2025年6月10日開催の日野自動車の取締役会決議に基づく第三者割当増資により増加する株主資本の額(簿価)を加えた額に、ARCHION株式会社(以下「当社」といいます。)が、当社を株式交換完全親会社、日野自動車を株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」といいます。)により取得することとなる日野自動車の普通株式の所有割合(当社が本株式交換により取得することとなる日野自動車の普通株式の株式数を、日野自動車の発行済株式総数(自己株式を除き、普通株式及びA種種類株式を含みます。)で除した割合をいいます。)を乗じて得た額(百万円未満を四捨五入)を記載しております。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2025年11月4日付をもって提出した有価証券届出書並びに2025年11月14日付、2025年11月28日付、2025年12月19日付、2025年12月25日付及び2026年1月16日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、日野自動車は2026年1月29日に金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書を関東財務局長に提出したことに伴い、これに関連する事項を訂正するため、また、記載内容の一部の訂正すべき事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

第五部 組織再編成対象会社情報又は株式交付子会社情報

第1 継続開示会社たる組織再編成対象会社又は株式交付子会社に関する事項

(1) 組織再編成対象会社又は株式交付子会社が提出した書類

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_を付して表示しております。

## 第五部【組織再編成対象会社情報又は株式交付子会社情報】

### 第1【継続開示会社たる組織再編成対象会社又は株式交付子会社に関する事項】

#### (1)【組織再編成対象会社又は株式交付子会社が提出した書類】

(訂正前)

##### 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第113期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）2025年6月24日関東財務局長に提出

##### 【半期報告書】

事業年度 第114期中（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）2025年11月14日関東財務局長に提出

##### 【臨時報告書】

- (1) の有価証券報告書の提出後、本届出書の訂正届出書提出日（2026年1月16日）までに金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2025年6月27日関東財務局長に提出。
- (2) の有価証券報告書の提出後、本届出書の訂正届出書提出日（2026年1月16日）までに金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2025年11月28日関東財務局長に提出。
- (3) の有価証券報告書の提出後、本届出書の訂正届出書提出日（2026年1月16日）までに金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書を2025年12月19日関東財務局長に提出。
- (4) の有価証券報告書の提出後、本届出書の訂正届出書提出日（2026年1月16日）までに金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号及び第12号の規定に基づく臨時報告書を2025年12月25日関東財務局長に提出。
- (5) の有価証券報告書の提出後、本届出書の訂正届出書提出日（2026年1月16日）までに金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書を2026年1月16日関東財務局長に提出。

（訂正後）

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第113期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）2025年6月24日関東財務局長に提出

【半期報告書】

事業年度 第114期中（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）2025年11月14日関東財務局長に提出

【臨時報告書】

- (1) の有価証券報告書の提出後、本届出書の訂正届出書提出日（2026年1月29日）までに金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2025年6月27日関東財務局長に提出。
- (2) の有価証券報告書の提出後、本届出書の訂正届出書提出日（2026年1月29日）までに金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の規定に基づく臨時報告書を2025年11月27日に関東財務局長に提出。
- (3) の有価証券報告書の提出後、本届出書の訂正届出書提出日（2026年1月29日）までに金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2025年11月28日関東財務局長に提出。
- (4) の有価証券報告書の提出後、本届出書の訂正届出書提出日（2026年1月29日）までに金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書を2025年12月19日関東財務局長に提出。
- (5) の有価証券報告書の提出後、本届出書の訂正届出書提出日（2026年1月29日）までに金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号及び第12号の規定に基づく臨時報告書を2025年12月25日関東財務局長に提出。
- (6) の有価証券報告書の提出後、本届出書の訂正届出書提出日（2026年1月29日）までに金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書を2026年1月16日関東財務局長に提出。
- (7) の有価証券報告書の提出後、本届出書の訂正届出書提出日（2026年1月29日）までに金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書を2026年1月29日関東財務局長に提出。